

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年11月及び同年12月は1万2,000円、32年1月は1万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和36年3月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年11月1日から32年2月1日まで
② 昭和36年3月15日から同年4月1日まで

昭和26年9月から平成7年8月までの間において、A社の各出張所に継続して勤務していたが、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する昭和32年1月分の給料支給明細書、A社が保管する申立人の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は同社に継続して勤務し（昭和31年11月1日にA社C出張所から同社D出張所（厚生年金保険の適用事業所は、A社）に異動。）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、昭和31年11月1日から32年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る同年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万2,000円、同年1月1日から同年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支給明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤って昭和32年2月1日として社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人が所持する昭和36年3月分の給料支給明細書、A社が保管する申立人の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年3月15日にA社D出張所から同社B出張所に異動。）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の給料支給明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤って昭和36年4月1日として社会保険事務所に届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

島根厚生年金 事案570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月21日から同年6月1日まで

平成4年3月から11年3月までの間において、グループ企業である、B社、A社及びC社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る労働者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び給料台帳（平成6年5月分及び同年6月分）並びに同社及びA社の回答から、申立人は申立期間においてA社に勤務（平成6年5月21日にB社から同社のグループ企業であるA社に異動。）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録におけるA社に係る申立人の平成6年6月の標準報酬月額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を誤って平成6年6月1日として社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

島根厚生年金 事案571

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月22日から26年4月30日まで
昭和24年2月から26年4月までの間において、A社B支店に勤務した。25年6月に、父を看病するため、休暇を取得して帰省したが、翌月に職場へ復帰した。しかし、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和24年2月からA社B支店に勤務し、申立期間の始期である25年6月に父の看病のため、休暇を取得して帰省したが、翌7月には会社に復帰し、26年4月まで勤務していた。」旨を主張しているが、申立人が申立期間においてA社B支店に勤務していた旨を証明した同僚は、「申立人は家族の介護のため、時期は記憶していないが、同社に在勤中一度帰省し、その後、再び会社に復帰したような記憶があることから、申立人からの要請により証明書に署名、捺印した。しかし、実際のところ、申立人が申立期間においてA社B支店に勤務していたかどうかについては、記憶がない。」旨を供述している上、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる前述の同僚とは別の14人から聴取しても、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社が保管する退職者名簿に、申立人が、家庭の都合により、昭和25年6月20日に同社B支店を退職した旨が記載されていることが確認できる上、同社が保管する労働者年金保険被保険者資格取得届の「備考」欄に、「25 6 21 解雇」と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者給付台帳（旧台帳）から、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和24年2月17日に取得し、25年6月22日に喪失していることが確認できる上、当該記録は、オンライン記録と一致している上、前述の退職者名簿や労働者年金保険被保険者資格取得届に記載された申立人の勤務記録とも符合している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案572（事案184、429、493及び557の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月頃から24年5月頃まで
② 昭和24年5月頃から同年8月頃まで
③ 昭和24年8月頃から同年10月頃まで
④ 昭和24年10月頃から同年12月頃まで
⑤ 昭和25年1月頃から26年2月頃まで
⑥ 昭和26年3月頃から同年6月頃まで
⑦ 昭和26年9月頃から28年10月頃まで
⑧ 昭和29年1月頃から31年3月頃まで

全ての申立期間について、A社の各出張所（申立期間①はA社B出張所、申立期間②は同社C出張所、申立期間③は同社D出張所、申立期間④は同社E出張所、申立期間⑤は同社F出張所、申立期間⑥及び⑦は同社G出張所、申立期間⑧は同社H出張所）において、I職としてJ作業に従事していた。これらのA社の出張所において、同僚と同じような業務に従事していたことは事実であり、私だけが厚生年金保険に加入していないとは考えられない。

当時、会社から、「年金は将来役に立つ。」との説明があり、給与から厚生年金保険料が控除された後に、出張所の会計担当職員から給与を受け取っていたと記憶している。

今回の申立てに当たり、昭和28年12月にK市区町村に所在するL施設の前で撮影した写真、29年7月にM市区町村（現在は、N市区町村）内のO施設の前で撮影した写真、及び31年11月に同市区町村P施設の前で撮影した写真を提出するので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 今回の第5回目の申立てに当たり、申立人は、第4回目の申立てに係る全ての申立期間と同一の期間について申し立てしているところ、第1回目の全ての申立期間に係る申立てについては、i) 同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社の各出張所に勤務していたことは推認できるが、申立期間①に係る同社B出張所については、厚生年金保険適用事業所名簿から、当

初の申立期間のうち、昭和22年4月から23年6月1日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無いこと、ii) 申立期間②に係るA社C出張所、申立期間③に係る同社D出張所、申立期間④に係る同社E出張所、申立期間⑤に係る同社F出張所、申立期間⑥及び⑦に係る同社G出張所並びに申立期間⑧に係る同社H出張所については、厚生年金保険適用事業所名簿から、各申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できることなどから、申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、第2回目の全ての申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は「全ての勤務期間について、A社本社の採用ではなく、勤務地を移動する都度、同社各出張所で採用されていた。」と供述しているところ、昭和26年7月にA社G出張所で撮影されたとする集合写真に写っている同僚で、氏名が特定できた18人のうち、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社本社の採用であることがうかがえる3人は、全ての申立期間において、同社本社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、残る15人は、申立期間⑥及び⑦において、厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、ii) A社は、「全ての申立期間について、当時の資料は保管しておらず、詳細は不明だが、当時、当社各出張所の従業員は、当社各出張所で採用し、厚生年金保険の加入についても当社各出張所で手続を行っており、厚生年金保険に加入させていない従業員もいた。」と回答しているところ、申立人が名前を挙げた同僚についても、前述の被保険者名簿に氏名が無いことなどから、第2回目の全ての申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員までは厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえることなどから、申立人は、第2回目の全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、第3回目の申立てについては、i) 申立人は、A社B出張所に係る申立期間①を昭和23年6月頃から25年2月頃までの期間に変更して申し立てしているところ、変更後の申立期間当時、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚（一人）は、「申立人は、短期間でよく出張所間を異動していた。」と供述していることなどから、申立人が変更後の申立期間の全期間において同社B出張所に勤務していたことが推認できないほか、「昭和23年から25年3月までの間、A社で申立人と一緒に勤務した。」旨の勤務証明書を作成した同僚は、「申立人のA社B出張所における雇用形態、厚生年金保険料の控除の状況等については、分からない。」と回答している上、当該勤務証明書から、申立人が変更後の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえず、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、変更後の申立期間におい

て申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、A社C出張所に係る申立期間②を昭和25年2月頃から同年4月頃までの期間に変更して申し立てしているところ、当該変更後の申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について、同僚の供述や関連資料を得ることができない上、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社C出張所は、変更後の申立期間当時から現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できること、iii) 申立人は、A社D出張所に係る申立期間③を昭和25年4月頃から26年6月頃までの期間に変更して申し立てしているところ、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社D出張所は25年11月26日から26年6月1日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、変更後の申立期間の一部の期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人が提出した25年の夏に同社D出張所の社員旅行で撮影されたとする集合写真から、申立人が変更後の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないこと、iv) 申立人は、A社F出張所に係る申立期間⑤を昭和27年2月頃から同年12月頃までの期間に変更して申し立てしているところ、同社F出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、変更後の申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる5人の同僚は申立人を記憶していないほか、申立人が変更後の申立期間において同社F出張所に勤務していたことを確認又は推認できる資料も見当たらない上、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらないこと、v) 申立人は、A社G出張所に係る申立期間⑥を昭和26年9月21日から同年10月18日までの期間に変更し、申立期間⑦を27年12月頃から28年10月頃までの期間に変更して申し立てしているところ、当該変更後の各申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について、同僚の供述や関連資料を得ることができない上、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社G出張所は、変更後の各申立期間当時から現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できること、vi) 申立人は、A社H出張所に係る申立期間⑧を昭和28年10月頃から31年3月頃までの期間に変更して申し立てしているところ、当該変更後の申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等について、同僚の供述や関連資料を得ることができない上、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社H出張所は、変更後の申立期間当時から現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できること、vii) 申立人が提出したA社の作業場を撮影したとする写真については、撮影時期及び撮影場所も特定できない上、当該写真からは、申立人が全ての申立期間において、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないことなどから、申立人は、第3回目の申立てに係る全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されてい

たと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、第4回目の申立てについては、申立人は、第3回目の申立ての際に変更した全ての申立事業所に係る申立期間を、第1回目及び第2回目の申立ての際の申立期間に再度変更するとともに、申立期間①の始期を昭和23年6月頃に変更して申し立てしているところ、i) 申立人は、「全ての申立期間について、A社本社の指示に基づき勤務していたので、同社本社において厚生年金保険に加入していたと思う。」旨を主張しているが、前述のとおり、A社は、「出張所において勤務する作業員は、当社の各出張所において採用しており、当社本社において厚生年金保険に加入させていない。」旨を回答している上、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、第4回目の全ての申立期間において申立人の氏名は無く、第4回目の申立てに当たり、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた3人の同僚の氏名も無いこと、ii) 申立人が提出した昭和47年5月にA社本社から同僚宛てに送付されたとする手紙及び封筒からは、申立人が全ての申立期間において、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないことなどから、申立人は、第4回目の申立てに係る全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は新たに3枚の写真を提出したが、これらの写真からは、申立人が全ての申立期間においてA社の各出張所に勤務し、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案573（事案428、481及び556の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月頃から同年10月頃まで
② 昭和25年10月頃から同年12月25日まで
③ 昭和26年4月24日から同年8月8日まで
④ 昭和26年8月9日から同年10月1日まで
⑤ 昭和26年10月11日から同年12月5日まで
⑥ 昭和28年4月頃から同年11月頃まで
⑦ 昭和28年11月頃から同年12月頃まで

昭和25年4月頃から38年12月頃までの期間において、A社の各出張所（申立期間①及び⑦はA社B出張所、申立期間②は同社C出張所、申立期間③は同社D出張所、申立期間④は同社E出張所、申立期間⑤は同社F出張所、申立期間⑥は同社G出張所）において、H職としてI作業に従事していた。

当時、会社から、「年金は将来役に立つ。」との説明があり、給与から厚生年金保険料が控除された後に、出張所の会計担当職員から給与を受け取っていたと記憶している。

今回の申立てに当たり、昭和28年12月にJ市区町村に所在するK施設の前で撮影した写真、29年7月にL市区町村（現在は、M市区町村）内のN施設の前で撮影した写真、及び31年11月に同市区町村O施設の前で撮影した写真を提出するので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 今回の第4回目の申立てに当たり、申立人は、第1回目及び第3回目の申立てに係る全ての申立期間と同一の期間について申し立てしているところ、第1回目の全ての申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①及び⑦に係るA社B出張所は、昭和25年11月26日から26年6月1日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、両申立期間においては厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、申立期間②から⑥までの期間に係る同社の各出張所は、当該期間当時から現在までの期間において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できること、ii) 申立期間③当時において、

A社D出張所で撮影されたとする集合写真に写っており、氏名が特定できた同僚18人のうち、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社本社の採用であることがうかがえる3人は、申立期間③において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、残る15人は、申立期間③における厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、iii) A社は、「全ての申立期間について、当時の資料は保管しておらず、詳細は不明だが、当時、当社の各出張所の従業員は、各出張所で採用し、厚生年金保険の加入についても各出張所で手続を行っており、厚生年金保険に加入させていない従業員もいた。」と回答しているところ、申立人が、同郷出身で一緒に班に所属し、同社の各出張所において一緒に異動していたとして名前を挙げた複数の同僚についても、前述の同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無いことなどから、全ての申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員までは、厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえること、iv) A社本社及び同社各出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、全ての申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、第2回目の申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦に係る申立てについては、i) 申立人が提出した昭和25年の夏にA社B出張所の社員旅行で撮影されたとする集合写真からは、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないこと、ii) 申立人は、「申立期間①及び⑦当時、A社B出張所は、特に同社本社とのつながりの深い現地出張所であり、同社B出張所に勤務していた従業員は、同社本社において厚生年金保険に加入していたと思う。」と主張しているところ、申立人及び申立人と同様にA社の各出張所において勤務していたと供述している同僚は、「当時、出張所ごとに会計担当者がいた。」と供述しているほか、前述の同僚とは別の同僚は、「私や申立人は、現地採用の従業員としてA社に入社しており、厚生年金保険には現場ごとに加入していた。」と供述している上、同社本社及び同社各出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の被保険者記録は無く、当該同僚が供述する勤務期間のうち、複数の勤務期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから、申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦当時、同社の各出張所における労務管理は出張所ごとに行われており、厚生年金保険の加入手続等も、出張所ごとに行われていたことがうかがえることなどから、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、第3回目の申立てについては、申立人は、第1回目の申立時には

申し立てたものの、第2回目の申立時には申し立てなかったA社F出張所に係る申立期間⑤についても再度申し立てているところ、i) 申立人は、「全ての申立期間について、A社本社の指示に基づき勤務していたので、同社本社において厚生年金保険に加入していたと思う。」旨を主張しているが、前述のとおり、A社は、「出張所において勤務する作業員は、当社の各出張所において採用しており、当社本社において厚生年金保険に加入させていない。」旨を回答している上、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、全ての申立期間において申立人の氏名は無く、今回の第3回目の申立てに当たり、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた3人の同僚の氏名も無いこと、ii) 申立人は、A社F出張所に係る申立期間⑤について申し立てているところ、前述のとおり、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社F出張所は、申立期間⑤当時から現在までの期間において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できること、iii) 申立人が提出した、昭和47年5月にA社本社から送付されたとする手紙及び封筒からは、申立人が全ての申立期間において、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないことなどから、申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は新たに3枚の写真を提出したが、これらの写真からは、申立人が全ての申立期間においてA社の各出張所に勤務し、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。